

○総務省  
外務省 令第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四第一項の規定に基づき、在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

総務大臣 石田 真敏

外務大臣 河野 太郎

在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令  
在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年<sup>外務省</sup>自治省<sup>令第一</sup>号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表

地域	アジア		
領事官	[略]	在フィリピン日本国大使	在ダバオ日本国総領事
管轄区域	[略]	フィリピン（在ダバオ日本国総領事の管轄区域を除く。）	フィリピン（北サンボアンガ州、南サンボアンガ州、サンボアンガ・シブガイ州、プキドノン州、カミギン州、北ラナオ州、西ミサミス州、東ミサミス州、コンポステラ・バレー州、北ダバオ州、南ダバオ州、東ダバオ州、西ダバオ州、コタバト州、サランガニ州、南コタバト州、スルタン・クダラット州、北アグサン州、南アグサン州、ディナガット・アイランズ州、北スリガオ州、南スリガオ州、南ラナオ州、マギンダナオ州、バシラン州、スルー州及びタウイタウイ州の区域に限る。）

改正前

別表

地域	アジア		
領事官	[同上]	在フィリピン日本国大使	[同上]
管轄区域	[同上]	フィリピン	[同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この項において同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により行った送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行った申請その他の行為（以下この項において「申請等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行った申請等とみなす。

在フィリピン日本国大使（北サンボアンガ州、南サンボア	在ダバオ日本国総領事
----------------------------	------------

ンガ州、サンボアンガ・シブガイ州、ブキドノン州、カミ ギン州、北ラナオ州、西ミサミス州、東ミサミス州、コン ポステラ・バレー州、北ダバオ州、南ダバオ州、東ダバオ 州、西ダバオ州、クタバト州、サラングニ州、南クタバト	
--	--

州、スルタン・クダラット州、北アグサン州、南アグサン州、ディナガット・アイランズ州、北スリガオ州、南スリガオ州、南ラナオ州、マギンダナオ州、バシラン州、スー  
ル州及びタウイタウイ州の区域を管轄する場合に限る。

この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

フィリピン（北サンボアンガ州、南サンボアンガ州、サンボアンガ・シブガイ州、ブキドノン州、カミギン州、北ラナオ州、西ミサミス州、	フィリピン（北サンボアンガ州、南サンボアンガ州、サンボアンガ・シブガイ州、ブキドノン州、カミギン州、北ラナオ州、西ミサミス州、
---	---

東ミサミス州、コンポステラ・バレー州、北ダバオ州、南ダバオ州、東ダバオ州、西ダバオ州、コタバト州、サラングニ州、南コタバト州、スルタン・クダラット州、北アグサン州、南アグサン州、デйнаガット・アイランズ州、北スリガオ州、南スリガオ州、南ラナオ州、マギンダナオ州、バシラン州、スールー州及びタウイタウイ州の区域を除く。）

東ミサミス州、コンポステラ・バレー州、北ダバオ州、南ダバオ州、東ダバオ州、西ダバオ州、コタバト州、サラングニ州、南コタバト州、スルタン・クダラット州、北アグサン州、南アグサン州、デйнаガット・アイランズ州、北スリガオ州、南スリガオ州、南ラナオ州、マギンダナオ州、バシラン州、スールー州及びタウイタウイ州の区域に限る。）